

# 報道資料

令和2年8月12日  
奈良県消防救急課 消防救急係  
担当：布元・鷺野  
直通：0742-27-8423  
内線：2273・2278

## 緊急消防援助隊奈良県大隊等の応援出動における 食料等の供給に関する協定を締結しました

他の都道府県で大規模災害等が発生した場合、国からの要請に応じて奈良県内の消防機関が緊急消防援助隊として応援出動を行います。この緊急消防援助隊が出動する場合の食料等の供給について、市民生活協同組合ならコープ（以下「ならコープ」という。）と奈良県が次のとおり協定を締結しました。

### 記

#### 1. 趣旨

緊急消防援助隊が出動する場合、県内の各消防（局）本部は別々に食料等を調達し、被災地で共同して宿営を行っています。このため、各消防（局）本部が持ち寄る食料等が異なり、調理方法や食事内容に差が出るなど、宿営の効率化に支障が出ていました。

この協定は、緊急消防援助隊が被災地で宿営を行う際に必要な食料等を、ならコープから一括して供給を受けることで、迅速かつ効率的な食料等の調達を可能にし、また、全消防（局）本部が共通の食料等を使用することによる宿営の効率化を図ります。さらに、食事内容の改善により、隊員の体力や士気の維持につながることを期待されます。

なお、奈良県内で大規模災害等が発生し、県内の消防（局）本部の間で応援出動を行う場合も、この協定が準用されます。

#### 2. 協定の相手方

市民生活協同組合ならコープ

#### 3. 協定による要請手続き

奈良県内の消防（局）本部が緊急消防援助隊として出動する場合、県（消防救急課）からならコープへ要請を行う。

#### 4. 直近の緊急消防援助隊奈良県大隊の出動状況

平成30年7月豪雨による災害が発生した際、被災地の岡山県倉敷市真備町へ出動しま

した。

- (1) 出動期間  
平成30年7月7日から同12日まで
  - (2) 出動人数  
延べ57隊232名
  - (3) 活動実績  
救出者：65人  
救急搬送：15人  
検索活動：527件  
消火活動：1件
- ※(1)から(3)は航空隊を除きます。

## 5. 参考資料

「緊急消防援助隊奈良県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書」

## 緊急消防援助隊奈良県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書

奈良県（以下「発注者」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「受注者」という。）とは、緊急消防援助隊奈良県大隊、奈良県統合機動部隊及び土砂・風水害機動支援部隊（以下「奈良県大隊等」という。）の応援出動における食料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 発注者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項から第4項までの規定による求め又は同条第5項若しくは第6項の規定による指示に基づき、奈良県大隊等として応援出動を行う場合は、受注者に対し食料等の供給を要請することができる。

### （要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、奈良県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

### （要請に基づく受注者の措置）

第3条 第1条の要請を受けたときは、受注者はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を発注者に連絡するものとする。

### （供給する食料等の内容）

第4条 受注者が発注者に供給する食料等の内容は、別に定めるものとする。

### （食料等の運搬及び引渡し）

第5条 供給する食料等は、発注者と受注者があらかじめ指定する場所において、受注者から奈良県広域消防組合消防本部へ引渡しを行う。

2 受注者が供給する食料等は、奈良県広域消防組合消防本部が指定する職員が確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、食料等の引渡しが完了した後、第2号様式により食料等の供給の完了を速やかに発注者へ報告するものとする。

### （費用）

第6条 発注者は、奈良県大隊等の活動終了後、第3号様式により食料等の配分を速やかに受注者へ報告するものとする。

2 受注者は、奈良県内消防（局）本部に対し、それぞれに定める会計規則に従い食料

等の費用を請求するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡体制の整備等)

第8条 発注者及び受注者は、食料等の供給に支障をきたさないよう、連絡体制の整備等に努めるものとする。

2 発注者、受注者及び奈良県広域消防組合消防本部(以下、関係団体)は、毎年4月に第4号様式により連絡先を報告し、関係団体相互の連絡先を共有するものとする。

3 前項の規定による報告後に連絡先を変更した関係団体は、その旨を直ちに他の関係団体に報告するものとする。

4 受注者は、第5条に規定する食料等の運搬及び引渡しを円滑迅速に実施するため、各種合同訓練等に参加するよう努めるものとする。

(奈良県内の被災時における準用)

第9条 奈良県内で大規模災害等が発生し、奈良県内の消防(局)本部が奈良県消防広域相互応援協定に基づき出動した場合は、本協定に準じて食料等の供給を要請することができる。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、発注者と受注者のいずれからも意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解除)

第12条 発注者と受注者のいずれかがこの協定を解除する場合は、解除日の30日前までに書面により通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月12日

発注者 住所 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県知事 荒井 正吾

受注者 住所 奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号  
市民生活協同組合ならコープ理事長 中野 素子







## 連絡先報告届

団体名

## ■代表連絡先

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
FAX	

## ■緊急連絡先（代表連絡先に連絡がつかない場合の連絡先）

## &lt;第1連絡先&gt;

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	

## &lt;第2連絡先&gt;

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	

## &lt;第3連絡先&gt;

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	

## 注意事項

- ※本様式により関係団体間で毎年4月に報告を行い、連絡先を共有すること。
- ※この連絡先は「緊急消防援助隊奈良県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書」に記載する活動のために利用し、その他の目的での使用は行わないこと。
- ※連絡先に変更があった場合は、その都度速やかに関係団体担当者に報告すること。